## 特定非営利活動法人日本障害者協議会(第7回総会議案書より)

# はじめに

### 1. いのちの重み

障害者権利条約(以下、権利条約)は、「他の者との平等」を繰り返し謳っている。障害ゆえに軽ん じられる「いのち」があることを看過せず、声の上げにくい人の声こそ聴く努力が求められている。

私たちは、相模原の津久井やまゆり園での障害者殺傷事件から約1年後の2017年7月14日、「障害者に生きる価値はないのか! 真に共に生きる地域社会の実現をめざして」を参議院議員会館講堂で開催した。400人を超える参加者とともに、改めて、かけがえのないいのちの重さを共有し、日本国憲法や権利条約の意味や価値をかみしめた。

2018 年 1 月にはドイツの断種法をモデルに作られた国民優生法を引き継ぐ優生保護法(1948~1996年)によって強制手術を受けた女性が、2018 年 1 月、国家賠償請求訴訟を起こした。4 回にわたる国連勧告を無視し、国際的にも批判を受けていた「優生手術」(知的障害者や精神障害者らへの強制不妊手術)の問題が法廷で問われている。証拠となる資料が残っていないなどの問題があるが、超党派の議連や与党 PT もできており、国は、事実を明らかにしつつ、救済や賠償と合せて検証体制を作り、なぜこのような事が行われたのか解明の道を示していく必要がある。

精神科病院で増える一方の身体拘束の問題が、ニュージーランドの青年が日本の精神科病院で身体拘束された後に死亡した事件で浮き彫りになった。精神科医・呉秀三の私宅監置の実況調査から 100 年の今、現代版私宅監置 (1950 年の精神衛生法成立まであった、自宅の一室や物置小屋等の一角に専用の部屋を作り精神障害者を監置する制度)が明るみに出た。2017 年 12 月、大阪府寝屋川市で、統合失調症と診断された女性が両親により約 15 年間監禁され凍死した事件、4 月には兵庫県三田市で精神疾患の男性が 20 年以上、父親により自宅の檻に閉じ込められていたという悲惨な事件が発覚した。

視覚障害のある人のホーム転落事故、知的障害のある人への施設での虐待や置き去りなどにより、死亡に至る事故も後を絶たない。

また、障害ゆえに存在が軽んじられた結果の1つが、昨年来、全国で広がった就労継続支援A型事業所の廃止と大量解雇であろう。解雇されたのが障害のある人でなければ、国や自治体は、もっと積極的に対応していたのではないか。報酬改定や事業所の指定要件の変更などは小手先の修正であり、直接的な救済措置は何もなされてない現状で、A型事業所の大量解雇はさらに広がる気配すらある。

JD の社会支援雇用についての提言を端緒とするインクルーシブ雇用議連の設立は、障害のある人の 就労における福祉と雇用の一元化に向けて歩を進めたものと期待したい。

#### 2. 経済効率優先から人間の生活中心へ

国は、人々の抱える諸問題を「自助」「互助」で解決を図り、社会保障は、介護保険など「共助」を中心とした仕組みとし、"公助"という名のもとに後退させる方向に大きく舵をきった。その具体化は「我が事・丸ごと地域共生社会」として表された。「共生」を「強制」する方向性を危惧する声が各所より上がっている。そして、今般の報酬改定には、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に共生型サービスが位置づけられ、実質的に介護保険への統合が進められることになる。合わせて、社会福祉・障害者支援にはなじみにくい成果主義が色濃くなった。

生活保護の生活扶助基準は 2013 年から 3 回にわたって引き下げられている。障害のある人たちも大きな影響を受け、全国に生活保護基準引下げ違憲訴訟が広がり、原告となって裁判に訴えている。

こうした社会保障の後退に危機感を抱き、「社会保障・社会福祉は国の責任で! 憲法 25 条を守る 5. 18 共同集会」が開かれ、日比谷野外音楽堂に 3500 人の人が集まった。藤井克徳 JD 代表も呼びかけ人となり、障害分野からは、やまゆり園事件に端を発した精神保健福祉法改正の問題、障害のある人の生活実態、地域包括ケア強化法の問題、65 歳問題(介護保険優先原則)などを訴えた。憲法 25 条を共通の土台にしながら、分野を越えた連帯を強めていく集会になった。

ここ数年、社会保障政策には財務省や財界の意向が色濃く反映される傾向が強まり、財政中心の政策づくりが急速に進みつつある。社会保障は憲法 25 条で保障された人々の生活を守る具体的な制度であ

り、財政中心の制度づくりから、人間中心の政策づくりこそが求められる。そのためには障害分野を越 えた横のつながりを強めていくことが大切であることを意識する1年でもあった。

## 3. 政策動向と JD のうごき

こうした情勢のもと、JD は、多くの障害者や関連団体と広範につながりながら困難な実態を変えていく運動に取り組んできた。2017年度は第4次障害者基本計画、第5期障害福祉計画が検討され、今後5年間の計画が策定された。著作権が開放される対象となる障害の範囲が広がるマラケシュ条約は批准される見込みである。

2018 年の報酬改定議論の中で突如出てきた通所系施設の食事負担軽減策廃止の動きには素早く対応し、加藤勝信厚生労働大臣との懇談を経て、負担継続に貢献した。

「視覚障害を理由とする配置転換は不当」を裁判に訴えている山口雪子さんについては、学習会開催など支援の取り組みを実施した。3月29日、広島高裁岡山支部は、山口さんの訴えをほぼ認めた一審の岡山地裁判決を支持し、学園側の控訴を棄却した。しかし、本来の教壇復帰は却下されている。

2018 年 2 月に閣議決定されたバリアフリー法の改正については、抜本的改正を求める要望書の提出や国土交通省との意見交換会を実施した。権利条約に基づき都市部も農村部も完全にアクセシブルな社会にしていくための社会基盤を備を求め、2018 年度に進められる議論にも積極的に提言していく。

また、2019 年 10 月には消費税率が 10%に引き上げられる予定である。所得保障政策の抜本的な改革のない中、逆進性とも言われる消費税についても、障害分野としての提言が求められよう。

# 4. 障害者自立支援法違憲訴訟から10年、基本合意の実現を

障害者自立支援法の応益負担を違憲とする集団訴訟の開始から 10 年が経過した。2010 年 1 月 7 日に国 (厚労省) と自立支援法違憲訴訟団が交わした「基本合意」の履行状況を検証するため 3 月 26 日に行われた第 9 回定期協議には、全国から 150 人が参加し、8 項目からなる要請書を厚労省に手交した。要請書は元原告などの現在の切実な生活実態や要望、意見を集めて作成された。

基本合意や障がい者制度改革推進会議総合福祉部会でまとめた「骨格提言」が守られているのか、「我が事・丸ごと地域共生社会」政策は基本合意と矛盾しないのか、介護保険優先原則が自治体毎に様々に判断され、必要なサービスが受けられない状況が広がっていること等々、元原告団・弁護団は、切実な現状を訴えた。とりわけ、岡山の弁護団は、3月14日「65歳を期に法律に基づく無償の介護サービスを打ち切られたのは違法」として、岡山市の浅田達雄さんが市を訴えていた裁判で、岡山地裁は「法律の解釈や適用を誤った違法な決定」とした判決から厚労省の見解を質した。厚労省の回答は十分ではなかったが、定期協議の最後まで出席した政務官は、改善を事務方に指示した。

JD としては、権利条約、日本国憲法、それらのもとでの基本合意、骨格提言に照らして、障害者施 策が前進していくための取り組みを今後も継続していく所存である。

### 5. 障害者権利条約を生かすーパラレポづくりの取り組み

権利条約は、批准が目的ではなく、権利条約にふさわしい障害者施策の実現が重要である。JD も一構成団体である日本障害フォーラム(以下 JDF)は、2019年春に、NGOとしてのパラレルレポート(以下パラレポ)を提出すべく準備会を発足させ、JD からの委員も事務局や準備会に加わり検討の場に立っている。JDFの取り組みを後押しする意味でも、加盟団体と権利条約やパラレポの大切さを共有することに力を注ぎ、加盟団体にパラレポ草案を求め、JD としてのパラレポ草案づくりを進めてきた。また、既に国連の審査を受けた国々のパラレポや総括所見を、協力者の輪を広げながら日本語に訳し、JD 仮訳としてウェブ公開しており、日本のパラレポづくりの重要な資料となっている。

2016 年、2017 年の政策会議に引き続き、2018 年の政策会議でも、権利条約とパラレポ草案をめぐって加盟団体等の参加のもと活発な議論を重ねていく。

憲法を守り抜くことの大切さを渾身の力で私たちに示し続けてくれた花田春兆顧問の昨年の逝去は忘れられない。春兆さんは、前身の国際障害者年日本推進協議会設立時から副代表、2004年からは顧問として、JD を支え続けてきた。分け隔てなく誰もが幸せになることをめざした春兆さんの遺志を受け継ぎ、1人ひとりのいのちの重さを発信するJD であり続けることを決意する。